

<集団的かつ持続可能な支援体制の構築に取り組む事例>

## ○学生、都市住民とのつながりによる活動推進

### 1. 集落協定の概要

|                      |                                           |               |    |           |
|----------------------|-------------------------------------------|---------------|----|-----------|
| 市町村・協定名              | 滋賀県長浜市余呉町摺墨 <sup>ながはましよごちょうすゐ</sup>       |               |    |           |
| 協定面積<br>6.3ha        | 田 (100%)<br>水稲                            | 畑             | 草地 | 採草放牧地     |
| 交付金額<br>106万円        | 個人配分                                      |               |    | 53%       |
|                      | 共同取組活動<br>(47%)                           | 共同機械購入 (電気柵)  |    | 17%       |
|                      |                                           | 水路、農道等の維持管理経費 |    | 5%        |
|                      |                                           | 乾燥機、うすすり機購入積立 |    | 21%       |
|                      |                                           | 景観作物栽培費       |    | 2%        |
| 会議費 (ボランティア受入) 及び事務費 |                                           | 2%            |    |           |
| 協定参加者                | 農業者11人(摺墨営農組合(構成員11人))、生産組織1、水利組合1、非農業者3人 |               |    | 開始：平成12年度 |

### 2. 取組に至る経緯

住人の多くが高齢者である山間部の小さな集落のため、これまでは集落の枠組みの中で農作業や集落行事などを何とか行ってきたが、高齢化、過疎化の進展に伴い、集落のみでの維持管理に限界を感じてきた。

第2期対策最終年度の平成21年夏、学生ボランティアの支援活動を契機に、重作業の支援、学生や都市住民との意見交換会などの交流活動が活発化し、住民の意識も少しずつ変わっていき、集落活性化への期待と農作業維持への意欲が見られるようになった。

### 3. 取組の内容

第2期対策においては、集落全戸を構成員とする営農組合を設立し、共同機械や各農家が保有する農業機械の管理、農作業受託などを行うことにより、個々の農業者に係る農業生産活動の負担軽減を図った。

第3期対策では、営農組合を中心とした集落ぐるみ型のサポート体制 (C要件) の構築に取り組んではいるものの、集落のみでの維持管理にもいずれ限界が予想されることから、2期対策から引き続き、集落外からの支援を受けている。

支援内容は、NPO法人による農作業 (田植え、稲刈り) 体験活動や学生ボランティアによる大きな水路の土砂上げなどの作業で、このような支援活動を通じて、若者や都市住民と交流を図り、地域住民の活力増進、集落維持につなげて行きたい。



【5/5 NPO法人等田植え体験作業】



【8/22学生ボランティア支援作業】

**【集落の将来像】**

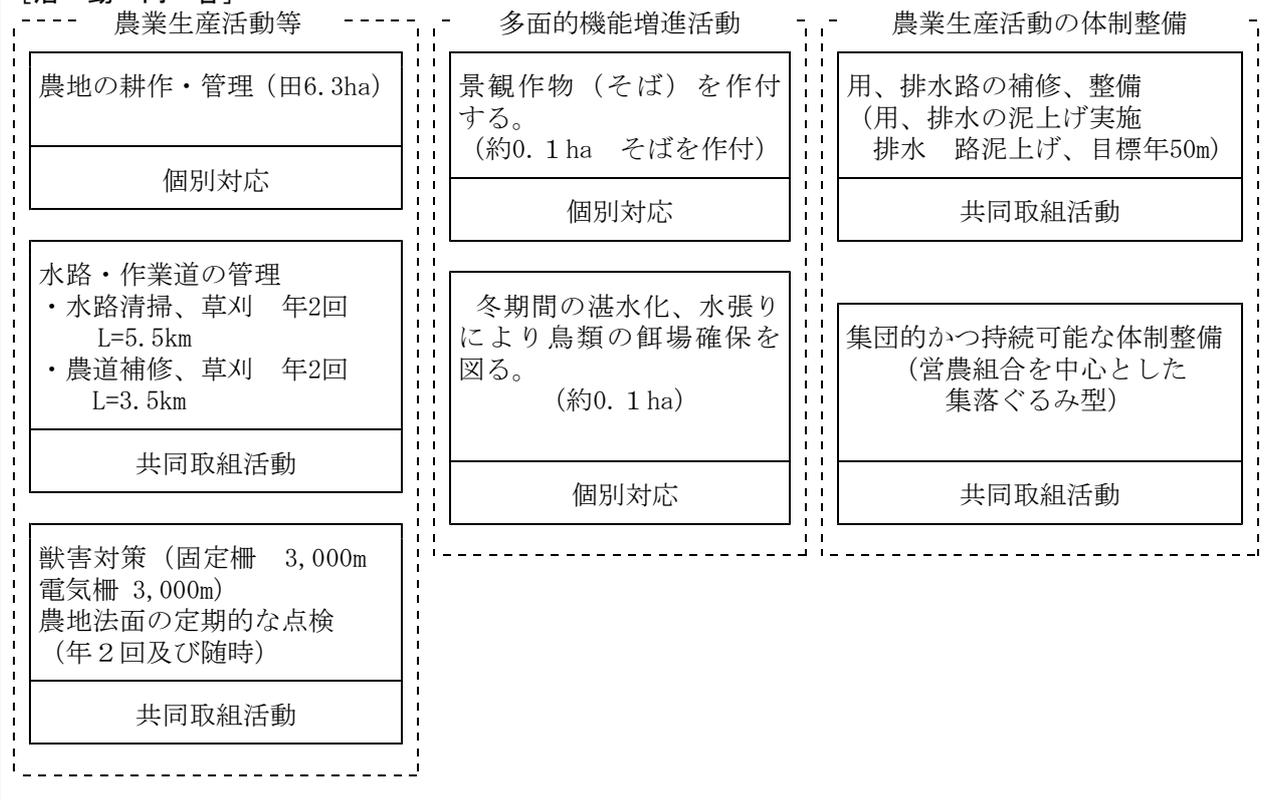
○集落は13戸30人と小さい集落のため、集落ぐるみでの農業生産活動の体制を整えつつ、人口増加が見込めない実情から、集落外からの作業支援等の持続的な体制も整えていく。



**【将来像を実現するための活動目標】**

○営農組織による農作業の共同化の検討を行い、耕作放棄地になりそうな農地、特に高齢農業者へのバックアップ体制を整える。また新規就農者の確保として、Uターン農業者の育成や都市住民、学生ボランティアなどによる継続的な作業支援を得られるような活動計画を立てる。

**【活動内容】**



**集落外との連携**

○農業生産活動や水路、農道の維持補修 (土砂上げ) などの重作業について、集落外のNPO法人や学生ボランティアとの連携を図る。

**4. 今後の課題等**

C要件を選択して集落協定を締結したことにより、特に高齢農業者から安心して農作業に取り組めるなどの意見が出ている。

平成21年から始まった学生ボランティアによる支援活動については、学生の休暇期間に限定した支援となっており、集落が支援要請したい活動と合わないことや、毎年継続の要請を行う必要があり、継続的な支援が得られるが課題である。

**【第2期対策の主な成果】**

- 集落営農組織を組織化 H21.2に組織設立。
- 共同機械の導入において、乾燥機1台を新規購入

## 〇もち米の生産拡大、そしてもち加工で「まちおこし」

### 1. 集落協定の概要

|               |                             |                  |    |           |
|---------------|-----------------------------|------------------|----|-----------|
| 市町村・協定名       | 滋賀県甲賀市小佐治                   |                  |    |           |
| 協定面積<br>26 ha | 田 (100%)                    | 畑                | 草地 | 採草放牧地     |
|               | 水稲                          |                  |    |           |
| 交付金額<br>206万円 | 個人配分                        |                  |    | 0%        |
|               | 共同取組活動<br>(100%)            | 農機具購入及び修繕費       |    | 58%       |
|               |                             | 水路、農道、獣害防護柵維持管理費 |    | 38%       |
|               |                             | 事務費、役員報酬等        |    | 4%        |
| 協定参加者         | 農業者 35人、生産組織3、水利組合1、農業生産法人1 |                  |    | 開始:平成17年度 |

### 2. 取組に至る経緯

水田のほ場整備が完了してから30年余り経過し、転作のブロックローテーションを導入しながら集落で協力を行い、荒廃させることなく今日に至っている

高齢化の進展と後継者不足により、年々水田の維持管理が厳しい状況のため、本交付金を活用し、営農組織、農業者等の連携を保ちながら、集落ぐるみで水田の保全に取り組み、集落農業の活性化を図りたい。

### 3. 取組の内容

小佐治集落の土壌は、古琵琶湖が創り出した豊富なミネラルを含んだ重粘土質土壌で、肥沃な水田に育まれたもち米「滋賀羽二重糯」は最高級の評価を得ており、市場での需要は高い。また、小佐治のもち米は、肥培管理の統一化を図り、「滋賀県環境こだわり農産物」の認証を得て、全量をJAに出荷して火力を使わない自然乾燥調製施設で乾燥調製を行い、小佐治専用の籾貯留槽に保管されたもち米を原料にもち加工をしている。

平成18年度には、念願の農業法人（有）甲賀もち工房（出資は集落協定の構成員）を設立し、小佐治で生産されたもち米のみを使用した「よもぎあん餅」、「薬草長寿餅」、「近江米めん」「米粉たい焼き」などの加工・販売に取り組んでいる。

第3期対策では、集落の水田を荒廃させないことを第一に考え、生産の拡大が望まれている小佐治のもち米の生産強化を行い、最高級の評価を得ている小佐治のもち米を活かした「まちおこし」を今後も推進していきたい。



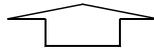
地域独特のもち米「滋賀羽二重糯」



米めんや米粉たい焼きなどの加工品

**【集落の将来像】**

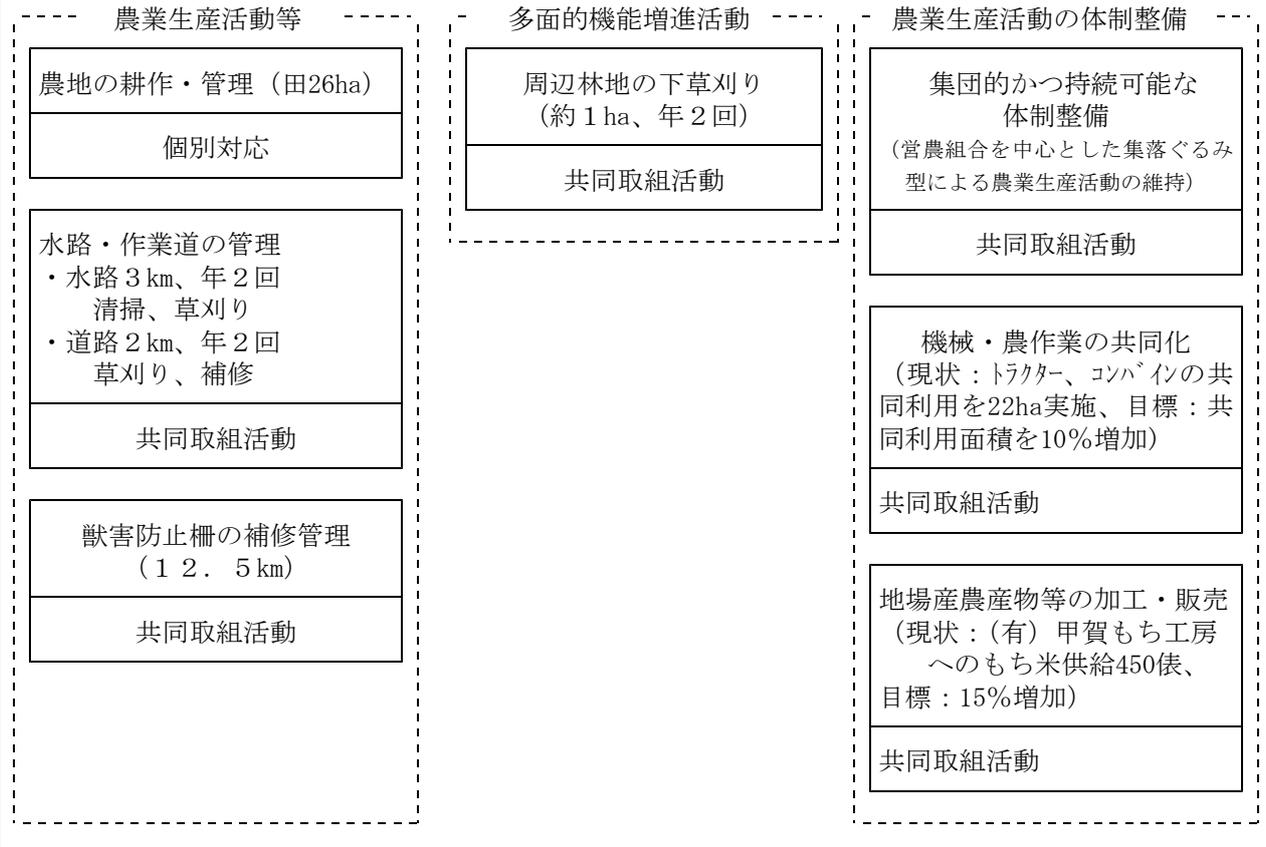
- 営農組織、農業者等が連携を図りながら、集落ぐるみで水田の保全に取り組み、集落農業の活性化を図る。
- もち加工・販売を手がける、もち工房ともちの生産を結び付け、6次産業化することにより新しくまちおこしをする。



**【将来像を実現するための活動目標】**

- 機械・農作業の共同利用面積を10%増加
- (有) 甲賀もち工房へのもち米供給を15%増加
- 農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備え、サポート体制を確立

**【活動内容】**



**4. 今後の課題等**

第3期対策では、小佐治営農組合を中心に、もち米の生産量維持・拡大やうるち米の集団栽培の推進を図るためにも、共同機械の充実を図っていくこととしている。

滋賀羽二重糯は、長<sup>ちようかん</sup> 稈で倒伏し易く転作跡地には栽培が不向きな品種のため、もち米栽培の拡大を図る上で、転作後も容易に栽培できる技術を早期に習得する必要がある。

また、営農組合を中心に集落内の生産活動を実施していく中で、定年帰農者を担い手として積極的に位置付け、営農活動を継続させていきたい。

**【第2期対策の主な成果】**

- 鳥獣害防護柵の設置 (12.5km)
- (有) 甲賀もち工房の設立 (平成18年4月)
- 小佐治集落によるもち米の集団栽培 (17ha)

<その他、取組に特徴のある事例>

## ○赤そばを復活させ、独自の中山間地農業体制を構築

### 1. 集落協定の概要

| 市町村・協定名       | 滋賀県東近江市北坂町北坂地区<br><small>ひがしおうみしきたさかちよろきたさかちく</small> |                        |    |           |
|---------------|-------------------------------------------------------|------------------------|----|-----------|
| 協定面積<br>7.5ha | 田 (100%)                                              | 畑                      | 草地 | 採草放牧地     |
|               | 水稲                                                    |                        |    |           |
| 交付金額<br>126万円 | 個人配分                                                  |                        |    | 10%       |
|               | 共同取組活動<br>(90%)                                       | 農用地維持・水路・農道等管理、獣害防止対策費 |    | 28%       |
|               |                                                       | 法人化検討費、事務費等            |    | 13%       |
|               |                                                       | 共同機械購入積立               |    | 49%       |
| 協定参加者         | 農業者 57人                                               |                        |    | 開始年度：18年度 |

### 2. 取組に至る経緯

北坂町集落では、2期対策2年目から中山間地域等直接支払制度の取組を開始し、主に鳥獣害防護柵の設置を進めてきたが、協定農用地以外において休耕地は増え続けた。

このような中、集落で農業を守っていく体制構築への気運が高まって、平成18年度には北坂農地管理組合を設立するに至った。

第3期対策では、北坂農地管理組合を中心に、特産物を作るなど、北坂町集落として新たな農業の推進を図っていくこととなった。

### 3. 取組の内容

北坂町集落では、戦前まで赤そばが栽培されていたことから、その復活をめざし赤そばの栽培を始めた。赤そばの栽培は肥料がほとんどいらず、雑草も抑制されるので高齢者でも作付けしやすいという利点に加え、赤く美しい花が咲くことから景観作物としても期待ができる。

第3期対策では、復活した赤そばを中心に、中山間地の利点を生かした攻めの農業を展開していくこととしており、「赤そばを使ったお菓子などの特産品開発」や「百済寺などの歴史と景観作物としての赤そばの風景を生かした観光ルートの構築」など、地元商工会や観光協会と連携し、地域農業の活性化につなげていきたい。



獣害防止柵の設置と補修



景観作物を兼ねた赤そば栽培の風景

### 【集落の将来像】

- 集落全体が団結を強めて農地を守り、次世代に継承していける体制を確立するとともに、農地の多面的機能が発揮できるように農業生産活動を維持・継続し活力ある集落の実現を目指す。



### 【将来像を実現するための活動目標】

- 獣害対策の強化
- 特定農業団体の法人化
- 地場産加工品の特産品化

### 【活動内容】

#### 農業生産活動等

農地の耕作・管理（田7.5ha）  
個別対応

水路・作業道の管理  
・水路4km、年1回  
清掃、草刈り  
・道路4km、年2回  
草刈り、補修  
共同取組活動

農地法面の定期的な点検と  
獣害防止対策の実施  
共同取組活動

#### 多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り  
（約0.2ha、年1回）  
共同取組活動

景観作物の作付け  
（赤そばを0.6ha作付け）  
共同取組活動



地元の商工会や観光協会との連携

- 赤そばの特産品化、赤そばの景観と百済寺などの観光業との一体化を推進

## 4. 今後の課題等

平成18年度に特定農業団体を設立し、集落で農業を守っていく体制の構築ができ、集落内での意識も高まったことから、今後は安定的な基盤の確立に向けて法人化を目指していく。

また、夢のある農業を合い言葉に、赤そばの特産品化（ブランド化）に取り組み、地域のPRに繋げていきたい。

### 【第2期対策の主な成果】

- 集落での機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化（トラクター、畦塗り機、草刈り機等の購入）
- 特定農業団体の設立（H18年度）
- 景観作物として地元特産物（赤そば）を作付け（H22 0.6ha）

<多様な担い手（棚田オーナー等）の確保に取り組む事例>

## ○日本の棚田百選「海に見える丹後町袖志の棚田」を再生

### 1. 集落協定の概要

|               |                                     |          |    |           |
|---------------|-------------------------------------|----------|----|-----------|
| 市町村・協定名       | 京都府京丹後市袖志 <small>きょうたんごしそでし</small> |          |    |           |
| 協定面積<br>8.0ha | 田 (100%)                            | 畑        | 草地 | 採草放牧地     |
|               | 水稲                                  |          |    |           |
| 交付金額<br>157万円 | 個人配分                                |          |    | 25%       |
|               | 共同取組活動<br>(75%)                     | 農道・水路整備  |    | 55%       |
|               |                                     | 電気柵設置・草刈 |    | 13%       |
|               |                                     | 役員報酬     |    | 4%        |
|               | 農地の点検管理                             |          | 3% |           |
| 協定参加者         | 農業者 46人                             |          |    | 開始：平成12年度 |

### 2. 取組に至る経緯

丹後町袖志の棚田は平成11年に「日本の棚田百選」に選ばれた海と山との美しい風景に囲まれた棚田である。しかし、近年は過疎化・高齢化の進展から農業後継者が減少するとともに、休耕地が増加し、以前の美しい風景が失われつつある。また、猪や猿などの有害鳥獣による農作物被害が増加し、防護柵や電気柵を設置しないと水稲栽培ができない状況になっている。

このような中、棚田百選に選ばれている袖志の棚田を維持して行きたいという集落の強い思いと、中山間地域等直接支払制度を活用した有害鳥獣の防護柵設置等の共同取組活動により、農業生産活動が継続できている状況である。

### 3. 取組の内容

調整水田となっていた棚田において、平成22年から中山間地域等直接支払制度を活用し、『袖志の棚田を再生し、その美しい風景を次世代の子ども達に残していきたい』、そんな思いを持った人々が手を組んだ「袖志の棚田再生プロジェクト」が始まっている。

このプロジェクトは、調整水田となっていた棚田に、もち米を栽培するというもので、田植え・稲刈り・収穫祭というプロセスを通して、地域住民と手を組んだ地元企業（宇川温泉よし野の里）・大学生・緑のふるさと協力隊が一体となって、棚田を見事に復活させることができた。



海に見える丹後町袖志の棚田



棚田プロジェクトによる田植え

### [集落の将来像]

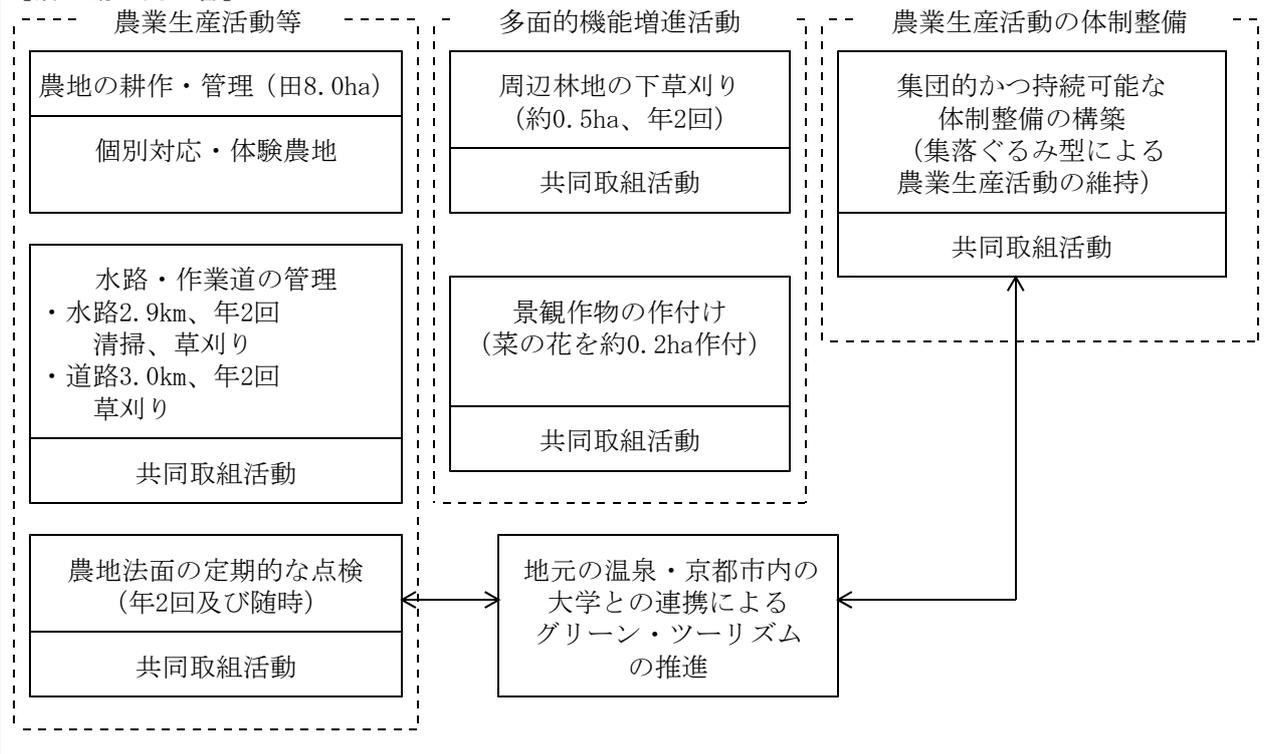
- 日本の棚田百選に選ばれている棚田と世界ジオパーク（科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む自然公園）に認定された山陰海岸の地形を活かして、グリーンツーリズムを活用した棚田を再生する事業を積極的に行い、持続可能な農村の生活を守っていく。



### [将来像を実現するための活動目標]

- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備を行い、日本の棚田百選に選ばれている丹後町袖志の棚田を継続して維持管理していく。また、有害鳥獣の対策（防護柵の拡大・維持管理）を積極的に行っていく。

### [活動内容]



## 4. 今後の課題等

第3期対策では、第1期対策から第2期対策で設置した協定農地周辺のバッファゾーンと有害鳥獣防護柵・電気柵の維持管理を行っていくとともに、未整備農道の舗装等を行い、農機具や軽トラックが農地まで入れるようにすることで、農作業の軽減や耕作放棄地の解消に取り組んでいく。

また、平成22年に山陰海岸が世界ジオパークの認定を受けたことから、多くの方が袖志の棚田を訪れ、すばらしい風景を見ていただくよう、農業体験を通じたグリーンツーリズムを今後も積極的に行い、持続的な棚田の維持管理体制を構築していきたい。

### [第2期対策の主な成果]

- 有害鳥獣防護柵及び電気柵の設置(2,850m)「効果：鳥獣による農作物の被害が減少した」
- 農道舗装(340m)「効果：農作業の効率化」

<他集落との連携、高齢農家等への支援に取り組む事例>

## ○隣接集落で協定を統合し、連携により将来像を具体化

### 1. 集落協定の概要

|                   |                                                       |               |    |           |
|-------------------|-------------------------------------------------------|---------------|----|-----------|
| 市町村・協定名           | 京都府 <small>ふないぐんきょうたんばちようひろのおおみす</small> 船井郡京丹波町広野・大簾 |               |    |           |
| 協定面積<br>17 ha     | 田 (100%)<br>水稲                                        | 畑             | 草地 | 採草放牧地     |
| 交付金額<br>305万円     | 個人配分                                                  |               |    | 50 %      |
|                   | 共同取組活動<br>(50%)                                       | 共同倉庫修繕費       |    | 22 %      |
|                   |                                                       | 農地、水路・農道維持管理費 |    | 16 %      |
|                   |                                                       | 役員報酬、事務費、会議費  |    | 8 %       |
| 積立（用水修繕費、農道舗装工事費） |                                                       | 3 %           |    |           |
| 協定参加者             | 農業者46人、水利組合2、営農組合2、非農業者5人                             |               |    | 開始：平成12年度 |

### 2. 取組に至る経緯

第2期対策までは広野及び大簾集落は、それぞれ集落協定として取り組み、広野集落では体制整備単価により、「機械・農作業の共同化」及び「新規就農者の確保」に取り組んできたものの、大簾集落は総農家数18戸、高齢化率50%の小規模・高齢化集落でもあり、基礎単価による活動にとどまり、将来的には農業生産活動の継続が危ぶまれていた。

両集落は隣接し、また同一水系でもあることから、大簾集落の農業者の7割近くが広野集落へ出作しているなど昔から関連性があった。

さらに、京都府の施策である「里力再生アクションプラン」の「共に育む『命の里』事業」（農山村地域が抱える多様な課題を解決するため、地域の再生と持続的発展を支援する事業）に平成22年度から連携して取り組むこととなったことが両集落協定の統合への大きな契機となった。

### 3. 取組の内容

第3期対策からは、両集落の営農組合を核とする組織対応型のサポート体制（C要件）に取り組むとともに、小規模・高齢化集落支援加算にも取り組み、両集落の連携を強化していくこととした。



地域活性化を検討するワークショップ



水路清掃活動（共同取組活動）

**【集落の将来像】**

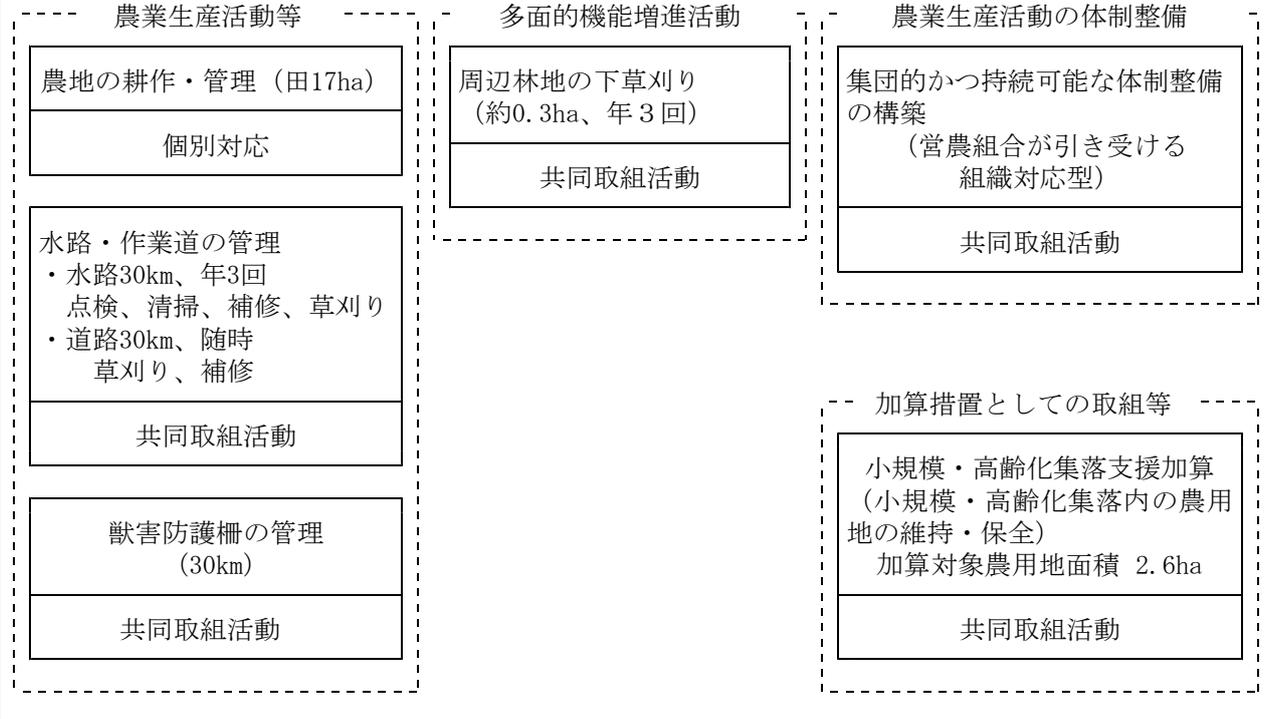
○地域での連携を強化し、農地などの地域資源を活用した地域づくりを行うことにより、安心して暮らせ、定住者が増える集落をめざす。



**【将来像を実現するための活動目標】**

- 営農の継続が困難となった農地が生じた場合に備えたサポート体制の構築
- 小規模・高齢化集落での農業生産活動継続に向けた支援体制の構築

**【活動内容】**



**4. 今後の課題等**

広野・大簾集落とも営農組合が存在するが、大簾集落は小規模・高齢化集落で高齢化により農業生産活動の継続が危ぶまれている状況であることから、今後は広野営農組合を中心に、共同機械の整備を推進し、将来的には統合することで、両集落に渡る持続的な農業生産活動体制を構築していきたい。

なお、第3期対策では、C要件のみ選択をしているが、第2期対策まで推進してきた「機械・農作業の共同化」及び「新規就農者の確保」に引き続き取り組み、将来に向け農業生産活動を継続させる前向きな取組を継続させていく。

また、今年度から3ヵ年取り組む「共に育む『命の里』事業」を活用し、年に数回、集落住民が参集したワークショップを開催していくことから、今後、集落が連携することにより描かれる地域活性化策の具体化を行っていく。

**【第2期対策の主な成果】**

- 新規就農者の確保 (現状0名、目標1名、H21実績1名)
- 機械・農作業の共同化 (目標8.8ha、H21実績8.8ha)
- 鳥獣害防護柵の設置 (30km)

## ○営農機械も農業生産活動も助け合う体制を構築

### 1. 集落協定の概要

|                |                                     |                        |    |           |
|----------------|-------------------------------------|------------------------|----|-----------|
| 市町村・協定名        | 兵庫県淡路市斗ノ内里 <small>あわじしのうちさと</small> |                        |    |           |
| 協定面積<br>8.3 ha | 田 (100%)<br>水稲                      | 畑                      | 草地 | 採草放牧地     |
| 交付金額<br>175万円  | 個人配分                                |                        |    | 10 %      |
|                | 共同取組活動<br>(90%)                     | 共同機械の購入                |    | 34%       |
|                |                                     | 積立 (共同機械購入)            |    | 34%       |
|                |                                     | 水路・農道管理、鳥獣害対策、景観作物作付費用 |    | 17%       |
|                | 役員報酬、事務費                            |                        | 5% |           |
| 協定参加者          | 農業者 8人、生産組織 1、水利組合 1                |                        |    | 開始：平成22年度 |

### 2. 取組に至る経緯

斗ノ内里集落は、平成12年度には場整備が完了した地区ではあるが、農業で生計を維持するのが困難かつ、自己財産の維持管理として農業を行っている兼業農家地帯であり、後継者不足・高齢化で農業生産活動の継続が困難となってきた。

このような中、集落の水利組合の役員の間では営農機械も生産活動も助け合いが必要という意識を持ち始め、平成21年11月に斗ノ内里営農組合を立ち上げた。この集落内での共同活動が本格的に始動し始めたことを契機として、第3期対策に取り組み、集落内の助け合い農業の確立をめざしていくこととなった。

### 3. 取組の内容

平成21年に設立した営農組合を中心に、8名の協定参加者が田植機や玉葱移植機などの共同機械の購入や共同育苗に取り組み出している。個々の農家で営農機械を保有している現状を少しずつ共同化していくため、年間を通し使用頻度の低い機械から順次共同化を図ることとしている。

現在、営農組合では8名の協定参加者以外に集落内の12戸から全面農作業委託を引き受けているが、今後、更に集落内で維持管理が困難な農地が発生した時には、営農組合が農作業委託を引き受けていくことが望まれる。そのため、共同機械の充実や若手リーダーの育成など、営農組合の基盤を早期に確立していくことが必要である。



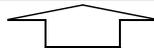
共同機械による玉葱の作付



協定における検討活動の様子

**【集落の将来像】**

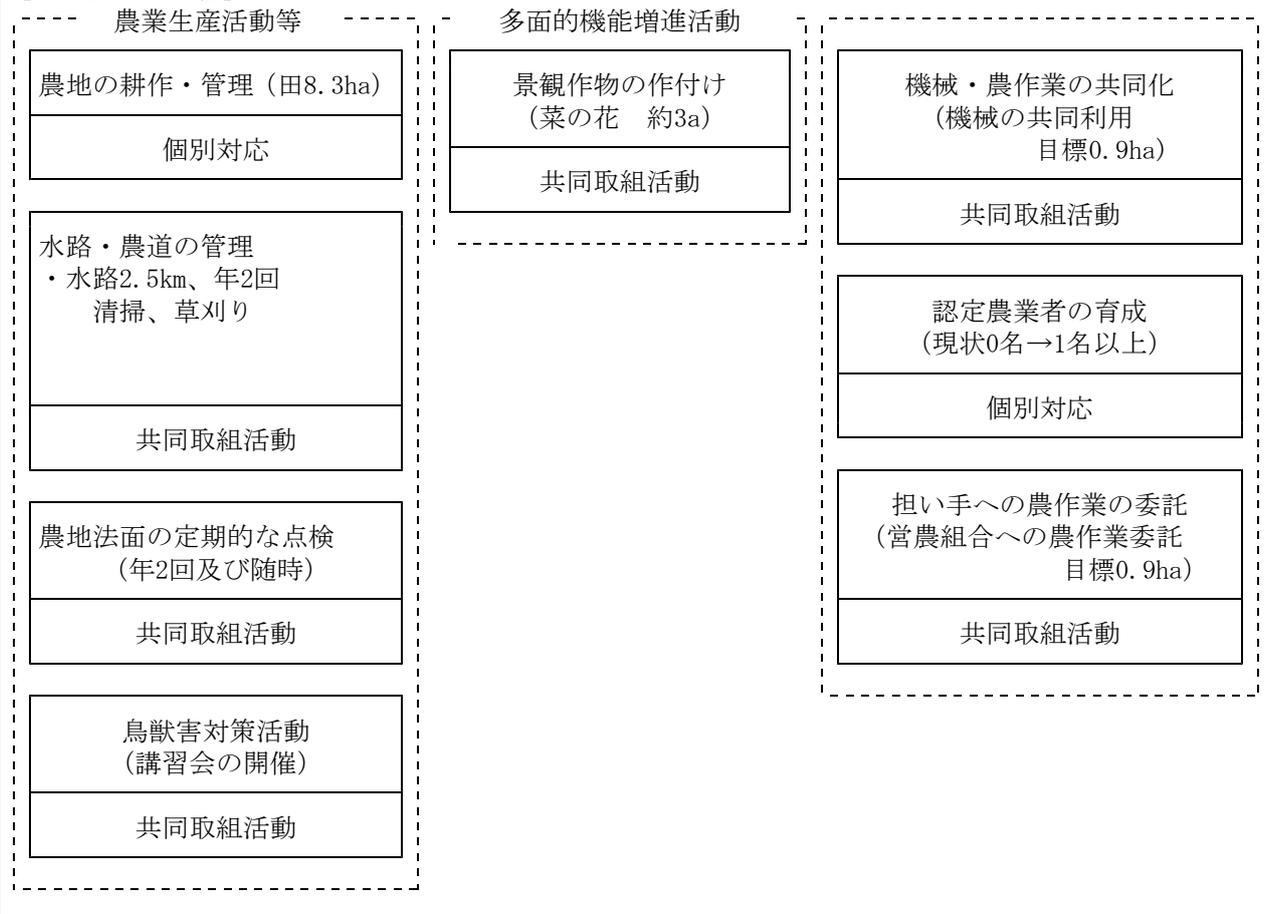
- 平成21年11月に立ち上げた営農組合を中心に集落内の助け合い農業を確立するため、営農機械の共同化により農業生産の効率性を高めるとともに、認定農業者の育成を図って集落内の耕作意識を高めていく。



**【将来像を実現するための活動目標】**

- 機械を集約し、個々の農家の負担軽減を図る。
- 認定農業者を育成し、強い担い手を作る。
- 営農組合を中心とし、人的協力により持続可能な体制整備の構築を図る。

**【活動内容】**



**4. 今後の課題等**

第3期対策から、集落内の水利組合役員を中心とした農業者8名で集落協定を締結し、活動を始めたばかりであるが、協定参加者以外の農業者が協定活動に少しずつ興味を持ちだしていることから、将来的には集落全体の活動へと広げていきたい。

特に、獣害が年々ひどくなっている中、集落内の足並みが揃わず、集落全体としての防護策が打ち出せていないため、他の地域の鳥獣害対策を参考にしながら検討を重ねていきたい。

<新規就農者の確保又は認定農業者の育成を実施している事例>

## ○将来展望を見越し、次世代の就農者の育成を図る

### 1. 集落協定の概要

|               |                                |                     |    |           |
|---------------|--------------------------------|---------------------|----|-----------|
| 市町村・協定名       | 和歌山県海南市東畑 <sup>かいなんしとうはた</sup> |                     |    |           |
| 協定面積<br>35 ha | 田 (21%)<br>水稲                  | 畑 (79%)<br>柿、みかん    | 草地 | 採草放牧地     |
| 交付金額<br>471万円 | 個人配分                           |                     |    | 50%       |
|               | 共同取組活動<br>(50%)                | 地場産農産物等の加工・販売に向けた活動 |    | 24%       |
|               |                                | 水路・農道の管理、鳥獣害対策      |    | 15%       |
|               |                                | 農業生産活動の維持・管理活動      |    | 4%        |
|               |                                | 役員報酬、事務費            |    | 4%        |
|               |                                | 鳥獣被害防止対策活動に向けた積立    |    | 3%        |
| 協定参加者         | 農業者 28人                        |                     |    | 開始：平成13年度 |

### 2. 取組に至る経緯

第1期対策では、まずは基盤整備を行うことが重要と考え、パワーショベルやダンプカーなどの共同機械の購入を行い、必要な機材は一通り揃えた。また自ら樹園地整備や園内道の整備が行えるよう、参加者15名がパワーショベルの免許の取得を行った。

第2期対策あたりから、獣害が出始めたため、鳥獣害対策を念頭においた対策を進めていかざるを得なくなった。集落内を防護柵で囲うとともに、箱罾の設置を行っているが、獣害との戦いは続いている。

### 3. 取組の内容

第2期対策では、付加価値の高い農業として、みかんや柿のマルチ栽培や早生品種の導入、田では低アミロース米の新品種「ミルキープリンセス」の導入・栽培に力を入れてきた。なかでも「ミルキープリンセス」はJA直売所で生産者自らがおにぎりの試食宣伝活動を行ったところ大変好評を得ている。

また、Uターンによる新たな就農者が加わり、第3期対策の取組に向け弾みがついた。

3期対策でも、引き続き高付加価値農業の実践を進めつつ、さらに味噌やこんにゃくの加工など農家の素朴な味の伝承に取り組んでおり、集落内の廃校を活用した地場農産物加工施設の整備に向け、具体的な検討に入っている。

このような前向きな活動を積み重ね、更なる担い手の育成を図っていきたい。



ミルキープリンセス米の販売促進



参加者自ら建設した共同機械用の倉庫

### [集落の将来像]

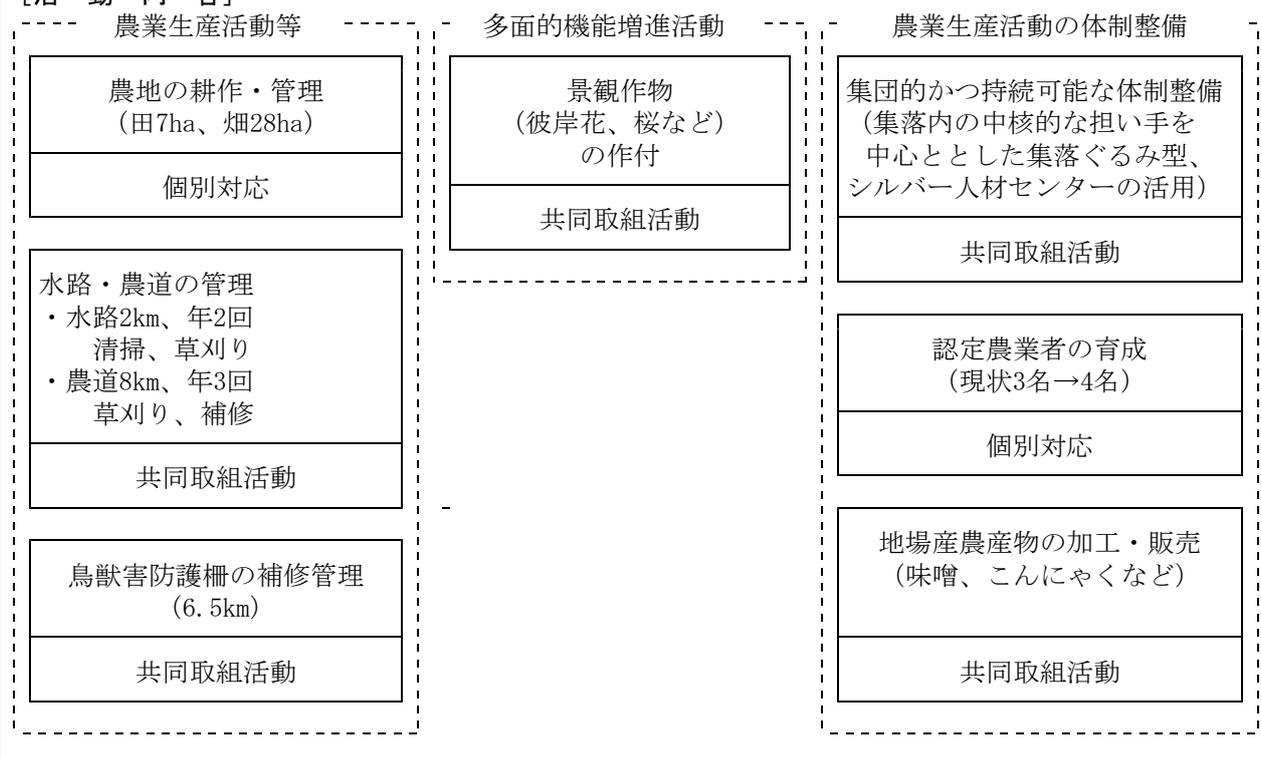
- 集落の連帯感がなお一層強まり、農地が維持され、集落の営農環境が整備されることで、中核農家が農地を集約したり、次世代の就農者や帰農者が農地活用できるようにし、豊かに、みんなが助け合って生活する明るい集落を形成。



### [将来像を実現するための活動目標]

- 認定農業者を1名育成する。
- 地場産農産物の加工施設を整備し、地場産加工品の販売を行う。
- 集落ぐるみの共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る。

### [活動内容]



## 4. 今後の課題等

協定参加者が高齢化するものの、第1期対策で必要な機材を共同購入できたことは集落での農業生産活動の継続において大きな意味をもつものとなった。第2期対策では獣害が発生し始めたものの、獣害に立ち向かう気力が保持され、前向きな取組も行いながら、第3期対策につなげていくことができた。

しかし、集落ぐるみでの取組にも限界がくるため、次世代の就農者の育成を引き続き強化していく必要がある。

### [第2期対策の主な成果]

- 認定農業者の育成 (現状2名、目標3名、H21実績3名)
- 高付加価値型農業の実践 (みかん・柿マルチ導入：現状80a、目標130a、H21実績180a)  
(優良品種への改植：現状40a、目標280a、H21実績360a)

## ○紀の川柿の生産拡大により、耕作放棄地の発生を抑制

### 1. 集落協定の概要

|               |                                               |                        |    |           |
|---------------|-----------------------------------------------|------------------------|----|-----------|
| 市町村・協定名       | 和歌山県伊都郡かつらぎ町星山 <small>いとぐんかつらぎちようほしやま</small> |                        |    |           |
| 協定面積<br>20 ha | 田                                             | 畑 (100%)<br>柿、みかん      | 草地 | 採草放牧地     |
| 交付金額<br>235万円 | 個人配分                                          |                        |    | 50%       |
|               | 共同取組活動<br>(50%)                               | 多面的機能を増進する活動 (堆きゆう肥費用) |    | 35%       |
|               |                                               | 水路・農道管理、鳥獣害対策費用        |    | 13%       |
|               |                                               | 活動事務費                  | 2% |           |
| 協定参加者         | 農業者 11人                                       |                        |    | 開始：平成12年度 |

### 2. 取組に至る経緯

本集落では、昭和37年～39年に国の補助事業により集落全体でみかん栽培に取り組んだものの、昭和40年頃を境にみかんの価格が下落したことから、昭和55年～昭和60年に柿栽培に転換を図った。

しかし、高齢化の進行、後継者不足から、耕作の継続が困難となることが予想されるため、平成12年度に集落協定を締結し、集落として安定した農業生産活動を行っていきよう、高付加価値農業への取組や耕作放棄地対策を推進していくこととした。

### 3. 取組の内容

第2期対策では、自然生態系の保全に関する学校教育等との連携活動に取り組み、小学生のミカン狩り体験や保育園児のキウイ狩り体験を行うとともに、集落としての継続的な農業生産体制の構築に向け、認定農業者を1名育成した。

第3期対策では、積極的な農業生産活動を推進していくことを目的に、高付加価値農業に取り組んでおり、平核無柿を木に成ったまま脱渋する紀の川柿の生産拡大を図っている。

紀の川柿は一つ一つ袋をかぶせるため手間がかかるが、通常の平核無柿より食感が良く、甘みが強いうえ日持ちがする。市場での需要は高いことから、集落にとっても大変やりがいのある取組として期待している。

また、認定農業者を更に1名育成し、引き続き集落内の農業生産体制を強化していくこととしている。



食感が良く、甘い紀の川柿（樹上脱渋）



小学生のミカン狩り体験

### 【集落の将来像】

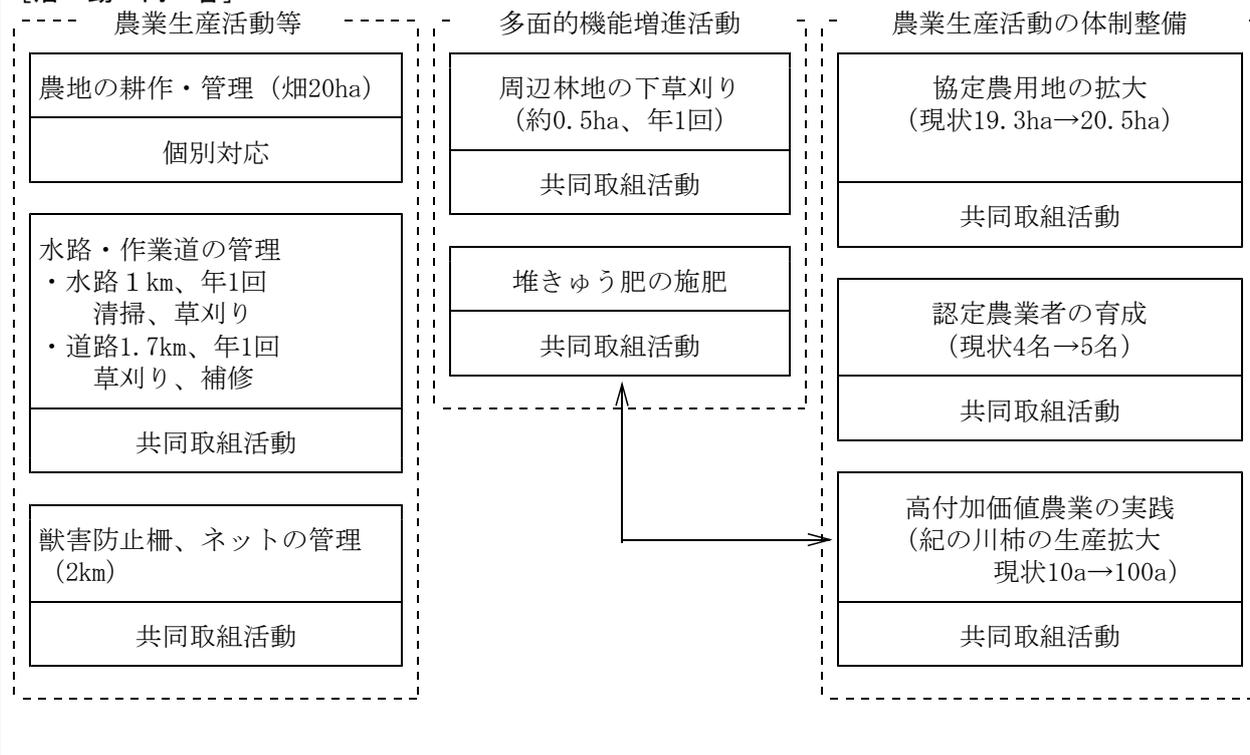
- 耕作放棄地の解消が行われるとともに、耕作放棄地を発生させないような安定的な農業生産活動体制を構築するため、認定農業者の育成や高付加価値型農業の推進を図る。



### 【将来像を実現するための活動目標】

- 認定農業者を1名育成する。
- 高付加価値のある「紀の川柿」の生産拡大を図る。

### 【活動内容】



## 4. 今後の課題等

高齢化が進行していく集落で、集落が一丸となって将来を切り開いていくためには、耕作放棄地の発生防止はもちろんのこと、既に耕作放棄地化した農地の解消を行っていく必要があると考えており、集落内での話し合いを重ねていきたい。

そのためにも、安定的な農業経営に向け、高付加価値のある紀の川柿の生産拡大を図っていくこととしているが、5年後、10年後においても活動の継続がなされるためには、後継者の育成が望まれる。

### 【第2期対策の主な成果】

- 認定農業者の育成 (現状2名、目標3名、H21実績4名)
- 学校教育等との連携活動 (小学生のミカン狩り、保育園児のキウイ狩り)